

## 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和8年4月30日

独立行政法人日本芸術文化振興会  
理事長 長谷川 眞理子

### 1. 業務概要等

- (1) 件名 令和8・9・10年度「クリエイターへの対価還元に向けた著作物等データの流通促進に係る環境構築事業」に係る全体設計等業務及び調査研究・実証に係る執行管理・業務補助等事務局業務
- (2) 概要 「クリエイターへの対価還元に向けた著作物等データの流通促進に係る環境構築事業」において、①全体設計等業務、②調査研究・実証に係る執行管理・業務補助等事務局業務を委託するものである。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和11年3月31日（土）まで

### 2. 参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和8年度の「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 以下の要件のいずれかを満たす者であること。
  - ①法人格を有する団体
  - ②法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体
    - (ア) 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
    - (イ) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
    - (ウ) 自ら計理し、監査するなどの会計組織を有すること
    - (エ) 団体の活動の本拠としての事務所を有すること
- (5) 企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定の日までに、独立行政法人日本芸術文化振興会、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
- (6) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備しており、情報セキュリティマネジメントシステム【JIS Q 27001（ISO/IEC 27001）】認証又はプライバシーマークを取得済であること。
- (7) 本件の仕様書に定める業務を実施するにあたり、クラウドを利用したサービスを用いる場合には、以下の要件を満たすものでなければならない。

- ①当該サービスは、原則として「政府情報システムのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」に登録されているサービスを用いること。
- ②ISMAP 登録外のサービスを用いる場合には、ISMAP において定められたセキュリティ基準を満たすサービスであり、かつ、それを証明すること。
- (8) 仕様書 6. に示す専門知識・能力を有する従事者を、本業務に配置できる者であること。
- (9) 契約担当役 (独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長) が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

### 3. 手続等

- (1) 問合せ先  
〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号  
独立行政法人日本芸術文化振興会  
財務部契約課契約係 松本・本多  
電話番号 050-1754-5981 (直通)
- (2) 募集要領等の交付期間及び方法  
令和8年4月30日(木)から、独立行政法人日本芸術文化振興会HP (トップページ>調達情報>入札情報一覧) 又は上記(1)にて交付する。募集要領等の交付は無料とする。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法  
令和8年6月4日(木)午後5時まで  
上記(1)に持参又は郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。電送によるものは受け付けない。  
※(1)～(3)の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

### 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 誓約書の遵守 上記2.(9)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の企画提案書又は契約を無効とするものとする。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (6) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)
- (7) 詳細は募集要領等による。

以 上